第 3 章　日本政府の関連政策

日本政府は 2026 年の骨太方針と同日に閣議決定した「日本成長戦略」および「地域未来戦略」の下、投資主導による成長力強化を推進している。対日直接投資促進プログラム 2026 は、それらを踏まえた形での推進を目指しており、海外からの資金・技術・人材の呼び込みを通じて、日本経済の成長と地域活性化への貢献を図る。また、対日外国投資委員会（JFIC）の設立により、健全な投資促進と経済安全保障の両立を図る体制が整備され、対日投資の透明性・予見可能性の向上が進められている。

© JETRO 無断転載を禁じます。

第1節　経済財政運営と改革の基本方針2026

■ 危機管理投資と成長投資の両輪で総合的な国力強化を目指す

日本は、人口減少、安全保障環境の変化、エネルギー制約、自然災害リスクの増大、AIを始めとする技術革新、国家間の産業・技術競争の激化など、歴史的な構造変化の中にある。その潜在成長率は、長年にわたる「未来への投資不足」により、主要先進国と比べて低迷しており、単なる生産能力の不足にとどまらず、科学技術力、産業競争力、人材力といった成長の質的基盤の弱体化を伴っている。

こうした中、2026年7月21日に「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下、「骨太方針2026」）が閣議決定された。この方針の中で政府は、投資不足の流れを断ち切るとともに、世界的な産業政策の大競争時代に対応していくため、「責任ある積極財政」の考え方の下、政府が一歩前に出て、官民が手を携え、戦略分野への投資を進めるとしている。様々なリスクを最小化する「危機管理投資」や、先端技術を花開かせる「成長投資」を大胆かつ戦略的に進めるとともに、日本を世界有数の知的創造・イノベーションの拠点とするべく、スタートアップの振興などを図り、中長期的な成長力強化につなげていくという。

この成長への道筋を示したものが「日本成長戦略」[*1]であり、17の戦略分野（図表3-1）を定め、62の製品・技術等それぞれについて官民投資ロードマップを策定し、それらに盛り込んだ施策パッケージを着実に実行する方針だ。2040年度までの累計で370兆円を超える官民投資が想定されている。実現のために、複数年度での予算措置の活用、政府調達や規制改革を通じた初期需要の創出、研究開発から社会実装に至る一気通貫の支援、人材・データ・計算資源等の事業基盤の整備、税制・金融面からの大胆な後押し、国際標準化や同志国・グローバル・サウスとの連携強化等を組み合わせて一体的に進め、自律性・不可欠性の確保と海外市場の獲得の同時追求を目指すとしている。

これらの政府方針を対日投資の観点で見ると、例えば「創薬・先端医療」では海外からの投資誘致やリスクマネー供給強化により資金基盤を確保するほか、「資源・エネルギー安全保障・GX」の洋上風力では海外風車メーカーの技術・投資を呼び込み、国内に風車サプライチェーンの構築を図るなど明記されており、日本国内の基盤強化のために海外の活力を取り込むことを推進している。

また、政府は、国内投資を全国に広げるための取り組みとして、8つの分野横断的な課題への対応を盛り込むとともに、「地域未来戦略」[*1]を打ち立てた。17の戦略分野に関連する産業クラスターを各地に形成することを掲げ、地域企業の成長投資、事業拡大、付加価値向上を支援するとしている。

*1：日本成長戦略と地域未来戦略は骨太方針と同日に閣議決定され、政府の経済政策を一体的に推進するための基本方針として位置付けられている。

〔出所〕「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、第8回経済財政諮問会議・第5回日本成長戦略会議合同会議資料等を基に作成

© JETRO 無断転載を禁じます。

図表 3-1（1）　17 の戦略分野（62 の製品・技術等）一覧とその官民投資額

分野	主要な製品・技術等	官民投資額（兆円）		対象期間	備考
AI・半導体	フィジカル AI	101.6	10.5	2040 年度まで	
	フィジカル AI 用半導体		68.0		
	バーティカル AI		23.1		
デジタル・サイバーセキュリティー	データプラットフォーム	42.0	0.9	2035 年度まで	
	政府などの AX/DX 基盤		7.4		
	先進セキュリティー製品		1.0		
	クラウド・データセンター、蓄電池		32.7		
	最適化された医療 DX 基盤	13.4	5.2	2040 年度まで	
	自動運転技術		8.2		
情報通信	オール光ネットワーク（APN）	28.8	5.9	2040 年度まで	
	海底ケーブル		2.4		
	次世代ワイヤレス		20.5		
量子	量子コンピューティング	13.2	10.3	2040 年度まで	
	量子通信・ネットワーク		1.5		
	量子センシング		1.4		
防衛産業	小型無人航空機	4.7+ α_1	0.4	2040 年度まで	
	艦艇		+ α_1		新安保 3 文書を反映
	デュアルユース技術		4.3		
航空・宇宙	民間航空機	18.5	3.5	2040 年度まで	
	無人航空機		0.3		
	空飛ぶクルマ		0.4		
	ロケット・射場		2.3		
	人工衛星・サービス		6.4		
	月面探査・低軌道技術		5.6		
海洋	海洋ドローン	3.3	1.2	2040 年度まで	
	海洋状況把握		1.2		
	海洋開発技術		0.9		
造船	次世代造船	1.1+ α_2	1.0	2034 年度まで	
	船舶修繕		0.1	2035 年度まで	
	LNG 運搬船		α_2	ー	今後精査

（注）　17 分野ごとの合計金額は、ジェトロによる単純合計。実際には製品・技術間の重複もありえるため、あくまで参考値としての位置づけ。
「防衛産業」や「造船」の投資額における「+ α_1」「+ α_2」は、内訳に投資額がまだ明確ではない部分が含まれることを意味している。
〔出所〕日本成長戦略本部決定資料（2026 年 7 月 21 日）を基にジェトロにて作成

© JETRO 無断転載を禁じます。

図表 3-1（2）　17 の戦略分野（62 の製品・技術）一覧とその官民投資額

分野	主要な製品・技術	官民投資額（兆円）		対象期間	備考
マテリアル（重要鉱物・部素材）	永久磁石	12.7	0.2	2040 年度まで	
	革新的金属部素材		0.3		
	低炭素金属部素材		0.7		
	鉱石等の精錬・分離精製技術		6.3		
	複合新素材		5.2		
合成生物学・バイオ	バイオモノづくり	33.6	12.8	2040 年度まで	
	バイオ医薬品		20.8		
創薬・先端医療	画期的医薬品	43.3	23.4	2040 年度まで	
	感染症対応製品		7.2		
	AI 先端医療		11.6		
	健康サービス		1.1		
資源・エネルギー安全保障・GX	次世代太陽電池	28.8	4.1	2040 年度まで	
	水素など		6.2		
	グリーン鉄		4.2		
	次世代型地熱		1.0		
	洋上風力		5.1		
	次世代型革新炉		5.0		
	GX ケミカル		3.2		
核融合	核融合技術	3.1	3.1	2040 年度まで	
防災・国土強靭化	防災技術	2.6	2.6	2030 年度まで	
港湾ロジスティクス	港湾荷役機械	1.2	0.4	2040 年度まで	
	港湾物流 DX		0.2		
	次世代倉庫		0.6		
フードテック	植物工場	9.7	4.6	2040 年度まで	
	陸上養殖		2.9		
	食品機械		1.2		
	新規食品		1.0		
コンテンツ（アニメ・ゲームなど）	ゲーム	33.7	24.5	2033 年度まで	
	アニメ		3.3		
	漫画		1.6		
	音楽		3.0		
	実写		1.3		

（注）　17 分野ごとの合計金額は、ジェトロによる単純合計。実際には製品・技術間の重複もありえるため、あくまで参考値としての位置づけ。
〔出所〕日本成長戦略本部決定資料（2026 年 7 月 21 日）を基にジェトロにて作成

 © JETRO 無断転載を禁じます。

第2節　対日直接投資促進プログラム2026

■ 日本成長戦略および地域未来戦略を踏まえて実行し、経済成長に寄与

日本政府は対日投資促進を目的に、定期的に有識者を集め、「対日直接投資推進会議」等の会合を開催し、取り組むべき環境整備や推進策などを協議し、提示している。

対日直接投資促進プログラム 2026 は、「日本成長戦略」および「地域未来戦略」との連携も念頭に置きながら取りまとめられた。日本経済の強い成長を実現するために、日本企業が投資しないところに外国企業は投資しないとの指摘も踏まえ、圧倒的に不足している国内投資をてこ入れし、世界の投資家が信頼を寄せる経済を実現し、海外資金が流入する好循環を生み出すことを期する。特に地域未来戦略にて提示された産業クラスターの形成による地域経済の活性化を進める中で、地域毎の特色やニーズを踏まえ、地方自治体と連携しつつ、海外資本を活用することが選択肢となる。

2025 年の「対日直接投資促進プログラム 2025」は、5 本柱・32 施策からなり、対日直接投資残高に係る目標を、2030 年に 120 兆円、2030 年代前半のできるだけ早期に 150 兆円とした。この目標は「経済財政運営と改革の基本方針 2025」にも盛り込まれ、その実現に向けて、関係府省庁が一体となって関連諸施策を推進してきた。

対日直接投資残高の伸長には加速傾向がみられるものの、目標実現にはより一層の取り組みが求められる状況であり、2026 年の「海外からの人材・資金を呼び込むためのタスクフォース」（以下、タスクフォース）において、施策の進捗の確認とプログラム改訂のための骨子を検討した。タスクフォースは促進プログラム記載事項のフォローアップを行いながら、施策の充実・強化方針について、議論を重ねてきた。その検討結果およびその他の関連諸施策を踏まえ、2026 年 7 月の第 14 回対日直接投資推進会議で「対日直接投資促進プログラム（2026）」（図表 3-2）を公表した。同プログラムは、2025 年版を踏襲し、（1）新規投資・二次投資の促進、（2）投資環境の整備、（3）ビジネス環境・生活環境の整備、（4）対日直接投資ビジネスを支える高度人材の確保、（5）広報・プロモーション活動の強化、の 5 本柱において施策を進める。タスクフォースでの議論や、内閣府を中心に実施した関係機関へのヒアリングの結果も踏まえ、5 本柱に対する具体的な施策として、「5 本柱・46 施策」が示されている。

© JETRO 無断転載を禁じます。

図表 3-2（1）　対日直接投資促進プログラム（2026）：5 本柱 46 施策

No.	対日直接投資促進プログラム 2026 5 本柱	46 施策
1	新規投資・二次投資の促進	① AI・半導体、量子、合成生物学・バイオ、資源・エネルギー安全保障・GX、創薬・先端医療、情報通信その他市場の成長が期待され、強い地域経済の構築に資する分野の産業クラスター等への投資誘致・促進 ② 地方自治体が行う対日直接投資の誘致に資する取組に対するハード・ソフト両面での支援 ③ 産業用地の確保 ・地方自治体が行う戦略分野等に係る産業団地内のインフラ整備を支援 ・産業用地整備に関する新たな計画承認制度の創設、自治体向けの低利・長期の融資や計画作成・実施に関する助言、民間開発事業者に対する土地等の譲渡に係る課税特例措置 ・土壌汚染対策制度の在り方を検討 ④ 設備投資の促進 ・投資促進税制等も活用し、戦略分野等における海外有望企業等の拠点設立や国内外国企業の事業拡大を後押し ⑤ 特区制度の活用 ・地方自治体に対する規制・制度改革、ファイナンス面での支援 ・外国企業の誘致や協業連携への関心が高い地域に対し、外国企業の誘致等を後押し
2	投資環境の整備	① 外国企業・投資家と連携するスタートアップ・エコシステムの構築 ・第 2 期スタートアップ・エコシステム拠点都市（13 都市）について、海外からの投資誘致や外国のスタートアップとのネットワークを強化 ・海外のスタートアップ向け相談窓口「グローバル・アクセラレーション・ハブ」において、起業家に対するメンタリング等の支援、我が国の起業家を海外主要 15 都市程度へ派遣し外国からの資金調達等を支援 ・外国ベンチャーキャピタル（VC）ファンドにかかっていた投資運用規制を緩和し、我が国発スタートアップの円滑な海外展開を促進 ② 海外スタートアップの日本進出の促進、海外ベンチャーキャピタルの投資誘致 ・政府系ファンドから海外 VC ファンドに対する LP（有限責任組合員）出資を拡大し、海外 VC とのネットワークの強化や、日本のスタートアップへの投資を促進 ・「Global Startup EXPO」の開催を通じ、海外 VC からの投資拡大や日本進出を後押し ・アジアを含む海外の有望なスタートアップの日本進出や東証上場を推進 ・日本進出に向けたメンタリング等の集中支援を行うアクセラレーションプログラムの取組推進 ③ 外国 LP（有限責任組合員）からの投資促進 ・外国投資家の外国組合員に対する課税特例を踏まえ、海外 LP から国内 GP（無限責任組合員）を通じたスタートアップへの投資を促進 ④ 外国企業と国内企業とのマッチング・協業の支援 ・JETRO の J-Bridge の取組等を通じて内外の企業間の協業を支援し、2026 年度末までに 3 か年合計 100 件程度の協業・連携を成立させることが目標 ・外国企業との協業連携等のメリットや留意点等について周知広報 ⑤ 企業と株主（投資家）との対話促進を始めとする会社法改正の検討 ・バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備など、会社法の見直しについて検討

（以下次ページ）

〔出所〕対日直接投資推進会議「対日直接投資促進プログラム（2026）」（2026 年 7 月 2 日）を基にジェトロ作成

 © JETRO 無断転載を禁じます。

図表 3-2（2）　対日直接投資促進プログラム（2026）：5 本柱 46 施策

No.	対日直接投資促進プログラム 2026 5 本柱	46 施策
3	ビジネス環境・生活環境の整備	① 法人設立手続きの英語化・ワンストップ化 ・ 地方自治体が通訳者を配置したワンストップセンターを設置し、実施する地方自治体を更に拡大 ・「拠点開設サポートオフィス」、「金融創業支援ネットワーク」を通じて海外金融事業者の日本進出を支援 ② 優先度を踏まえた日本法令の外国語訳推進 ③ 出入国在留管理行政における在留管理の一層の適正化及び DX による審査の迅速化を含む高度化 ④ 出入国在留管理に係る各種手続きの相談対応 ⑤ 予見可能性のある投資審査制度を通じた投資促進と経済安全保障との両立 ⑥ 銀行口座開設手続きの迅速化・円滑化 ⑦ 外国人材の子の教育環境の整備 ⑧ 医療機関における多言語対応 ⑨ 高度外国人材による住宅確保の円滑化 ⑩ 日本語や日本の制度・ルール等を学習するためのプログラム
4	対日直接投資ビジネスを支える	① 海外のトップ大学等の卒業生をはじめとした高度人材誘致や東南アジア、インド等の優秀な留学生の受入れ拡大・就職支援及び外国人材の受入れの円滑化・適正化に向けた体制整備、アルムナイネットワークの活用 ・ 海外のトップ大学生等をはじめとした高度人材誘致 ・ 東南アジア、インド等の留学生の受入れ拡大・就職支援、アルムナイネットワークの活用 ・ 重要拠点の大使館を中心として、日本留学情報等を発信 ・ 2033 年までに、卒業後の国内就職率 60%を目標 ・ 外国人材の受入れの円滑化・適正化に向けた体制整備 ② AI を含むデジタル学習基盤、外国語指導助手（ALT）やネイティブ・スピーカー、英語が堪能な地域人材の活用等による日本人の英語教育の強化を含む、日本の職業人材の育成・活躍の支援 ・ 日本人の英語教育の強化 ・ 日本の職業人材の育成・活躍の支援 ・ JETRO が国内大学と連携し、日本人採用を目指す外国企業と理系学生等との対面交流を実施、外国語対応可能な国内人材紹介会社等のリストを JETRO ウェブサイト等で紹介 ③ 世界的な研究者の呼び込み ・ 2030 年度までに、全ての拠点において、外国人研究者の割合を最低3割以上とすることが目標
5	広報・プロモーション活動の強化	① マクロ経済動向、対日直接投資の支援その他の重点経済政策に関する周知広報、地域の産業やエコシステム等の日本投資の魅力発信、外国企業からみた対日直接投資の優位性や阻害要因の調査を検討 ・ 在京大使館・機関に対し、マクロ経済動向・先行き、政府の重点経済政策に関する説明を実施 ・ G7 在日商工会議所連携会議の開催、実地視察等による日本の魅力を発信、施策ニーズ・課題を把握 ・ 金融関連イベントを集中的に開催する「Japan Weeks」を通じて、日本市場の魅力等を発信 ・ 外国企業からみた対日直接投資の優位性や困難について最新の状況の調査・分析を検討 ② FDI タスクフォースを活用した対日直接投資メリットの発信・広報の強化 ③ 対日直接投資誘致の戦略的な取組等に取り組む地方自治体と FDI タスクフォース・JETRO との連携強化 ・「地域投資誘致フォローアップ連絡会議」の開催や JETRO を通じて外国企業誘致を支援 ・ 地方自治体やその海外拠点と FDI タスクフォース等の間で、情報面の連携・協力を推進

〔出所〕対日直接投資推進会議「対日直接投資促進プログラム（2026）」（2026 年 7 月 2 日）を基にジェトロ作成

 © JETRO 無断転載を禁じます。

第3節　対日外国投資委員会の設立

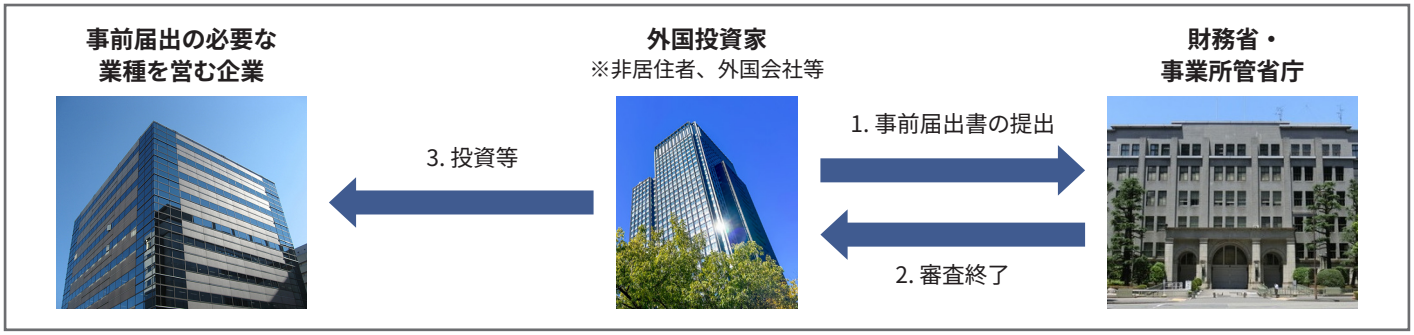
■ 事前審査で健全な投資促進と安全保障の両立を目指す

健全な対日投資は、海外の優れた経営ノウハウ、技術、人材等を呼び込み、イノベーションを創出することで、日本経済の持続的成長に寄与するものであるが、同時に、安全保障上のリスクを伴うものもある。こうしたリスクに対して、メリハリある対応ができるよう体制を整える必要がある。

こういった観点から、2026年6月に対内直接投資等に係る審査の高度化を目的として、対日外国投資委員会（JFIC：Japan Foreign Investment Committee）が設置された〔注1〕。JFICは、財務省と国家安全保障局の共同議長の下、関係省庁が連携し、審査ノウハウや外国投資家のリスク属性等に関する情報共有を強化する省庁横断的な枠組みである〔注2〕。

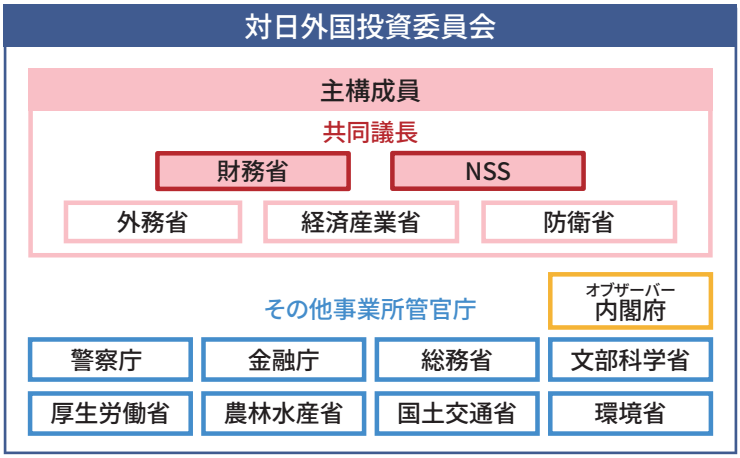
外国投資が日本の重要技術や基幹インフラ等に及ぼす影響を適切に評価し、審査体制の高度化と透明性向上を図る。JFICの設置により、関係機関が一体となった審査体制が整備され、外国投資家の予見可能性を高めることにもつながり、日本市場の開放性を維持しつつ、健全な投資の促進と安全保障上のリスク管理強化の両立に資するものである。

図表 3-3　対内直接投資審査制度の概要



留意点として、一定の基準を遵守する場合には、事前届出免除制度の利用が可能となる場合があり、その場合は事後報告書を提出する必要がある。また、業種の指定があり、経済安保に深く関わるようなインフラ関連の業種や情報処理関連機器などが対象となる。詳細については、財務省の窓口が対応している。

図表 3-4　対日外国投資委員会（JFIC）の組織図



〔注1〕「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」（「改正外為法」）が2026年5月29日に成立・6月5日に公布されたことに伴う。
〔注2〕財務省国際局長と内閣官房内閣審議官が共同議長。主構成員は、外務省経済局長、経済産業省貿易経済安全保障局長、防衛装備庁装備政策部長。構成員は警察庁生活安全局長、金融庁総合政策局総括審議官、総務省経済安全保障総括官、文部科学省大臣官房総括審議官、厚生労働省医薬産業振興・医療情報審議官、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、国土交通省国際統括官、環境省環境再生・資源循環局長。オブザーバーは内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
出所：財務省の各種資料を基にジェトロ作成

© JETRO 無断転載を禁じます。